

なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十三号

なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟管理運営規則の一部を改正する規則

なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟管理運営規則（平成二十六年七月奈良県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

本則中「校長」を「副校長」に改める。

第一号様式及び第二号様式中「なら食と農の魅力創造国際大学校長」を「なら食と農の魅力創造国際大学校副校長」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。